平成２７年（フ）第３７号
秋田県大仙市大曲戸巻町３番38―20号　佐々木アパート３号室
債務者　山崎　　正
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１５４号
群馬県甘楽郡南牧村大字羽沢74番地２
債務者　矢端恵美子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大竹由希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３６２０号
大阪府枚方市樋之上町４番１―314号
債務者　合田　　敬
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６９４号
大阪市東成区東今里２丁目14番22号、住民票上の住所大阪市浪速区稲荷１丁目５番39号ターミナルサイド太田602号
債務者　工藤　叡男
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美卯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９号
釧路市川北町５番36号
債務者　佐藤　匡史
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畑　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７７８号
京都市下京区堀川通下魚棚下る鎌屋町27番地アミスタ堀川502号室
債務者　金崎　綺乃
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　拝野　厚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６５３号
大阪市大正区小林東３丁目１番14号　誠幸マンション　402号
債務者　藤田　和夫
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２５９号
沖縄県那覇市寄宮１丁目33番７号　ときわアパートＣ―３
債務者　仲宗根正博
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２３３０号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目15番20号　Ｎｏ．５マンションヒグチ505号
債務者　管原豊こと　管**原**　　豊
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１０７号
大阪市都島区中野町２丁目15―５―822、住民票上の住所兵庫県西宮市津門西口町５番32―206号
債務者　坪井　　章
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１５８号
大阪市大正区泉尾４丁目５番16号
債務者　山中　英次
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２３４号
大阪府門真市千石西町６番16―506号
債務者　土肥　勝美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６４号
大阪府豊中市上野西３丁目12番16―106号
債務者　藤森　浩二
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４５号
大阪市城東区諏訪１丁目１番20―1003号、前住所大阪市鶴見区今津中４丁目３番10号302
債務者　大藤　芳美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３５０号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目10―４―３Ｆ、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町西４丁８番４号
債務者　柿本　哲夫
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７６６号
大阪市浪速区日本橋東３丁目６番19号　畑野アパート
債務者　千原　光夫
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３２号
大阪市西成区鶴見橋１丁目５番18号　タケツル　109号、前住所大阪市西成区鶴見橋１丁目14番５号
債務者　三井　　彰
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部